

令和4年8月の大雨災害により有効な旅券（パスポート）を紛失、 損傷された方に対して一般旅券の発給手数料の一部を免除します

次の要件のいずれにも該当する場合には、申請により、一般旅券の発給手数料（福井県分（収入証紙の額））が免除されることがあります。（※国に納める手数料（収入印紙の額）は免除されません。）

【要件】

- 1 令和4年8月の大雨災害によって**有効な一般旅券**を**紛失**または**損傷**し、その旅券の有効期間の満了日までに、福井県内において新たな一般旅券の発給申請を行うこと。
- 2 上記の大雨災害時に居住していた住宅等が災害により「全壊、流失、大規模半壊、半壊、床上浸水」のいずれかの損害を受けた旨について、福井県内の市町長から**罹災証明書**の交付を受けていること。

【免除される金額】

■一般旅券の発給手数料のうち福井県分（収入証紙の額）の全額：2,000円

※1 国に納める手数料（収入印紙の額）は免除されません。

※2 申請の適用は1回限りです。今回の免除措置を受けて発給された旅券を紛失・損傷した場合には、次回発給の際には通常の手数料額を徴収します。

【申請に必要な書類と提出先】 ※申請にはご本人が窓口にお越しください。

	新規旅券の申請と同時に 免除申請 をする場合	本年8月4日以降既に新規旅券を受領済みの方が 還付申請 をする場合
必要書類	<ul style="list-style-type: none">・一般旅券の発給申請に必要な書類（戸籍謄抄本、写真2枚（損傷の場合は1枚）、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）・罹災証明書・紛失届（損傷の場合は損傷した旅券）・手数料免除申請書	<ul style="list-style-type: none">・新規旅券・罹災証明書・本人名義の預金通帳または口座情報が分かる書類・手数料還付申請書・過誤納金還付請求書
申請先	お近くの旅券窓口へご申請ください。 福井旅券室 （福井県国際交流会館内）、 若狭旅券室 （若狭合同庁舎内）、 奥越旅券室 （奥越合同庁舎内）、 丹南旅券室 （南越合同庁舎内）、 二州旅券室 （敦賀合同庁舎内）	
期限	令和5年3月31日 ※ただし、紛失または損傷した旅券に記載された <u>有効期間の満了日まで</u> に新しい旅券の発給を申請することが必要です。	

【お問い合わせ先】

福井県国際経済課 旅券グループ

電話 0776-28-8820

〒910-0004 福井市宝永3丁目1-1

（福井県国際交流会館内）

メールアドレス kokusai@pref.fukui.lg.jp